参考資料　7

北海道食の安全・安心委員会傍聴要領

平成１７年５月２７日
北海道食の安全・安心委員会

１　傍聴する場合の手続

（１）北海道食の安全・安心委員会（「専門部会」を含む、以下同じ。）の傍聴を希望される方は、別途指定した期日までにはがき、ＦＡＸ、電子メールでお申し込みください。

（２）傍聴希望者が多数の場合は抽選を行い、当選者の発表は入場券の発送をもって代えさせていただきます。入場券は本人のみ有効となります。

２　傍聴するにあたっての留意事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

（１）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。

（２）会場内では、飲食及び喫煙などはできません。

（３）会場内では、ビラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの着装などの行為はできません。

（４）会場内では、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、北海道食の安全・安心委員会会長または部会長が認めた場合は、この限りではありません。

（５）その他、会議の秩序を乱したり、北海道食の安全・安心委員会会長または部会長の議事進行を妨害するようなことはできません。

３　会議の秩序の維持

（１）上記２のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば係員にお尋ねください。

（２）傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。